

時代の変化によるルール違反 「走行時に3秒間目をつぶれ ますか？」

スマートフォンの普及に伴い、歩行者も含め運転しながら、歩きながら使用する「ながらスマホ」が急激に増えており、事故の大きな原因になっています。自動車運転時也非常に危険ですが、自転車走行時にも使用している人が非常に目立ちます。

皆さん、冷静に考えてください。「目をつぶって運転走行してください」と言われてもできません。スマートフォンを見ている時は前方も周囲も見えていません。完全なよそ見運転です。結構長い時間、目をつぶって運転しているのと同じです。しかも、片手運転になっていることが多いです。そして、その速度が速ければ速いほど、危険が増します。



被害を受ける側の立場にな って考えてみたらどうでしょ う？

ながらスマホの自動車や自転車などの車両に突然衝突されたら、一生ついて回るようなけがをしたら、人生が大きく変わります。

安易に自転車を片手で運転し ていませんか？

片手にスマートフォンを持って使用している人や片手に傘を差している人がとても多いです、ポケットに手を入れのまま、たばこを吸いながら運転している人もいます。

片手で運転していて、いざというときに急ブレーキをかけることや的確なハンドル操作をできる人は、ほとんどいません。いざというときはスマートフォンや傘をとっさに投げ捨てるという人もいますが、そんなことを的確にできる人もほとんどいません。仮に投げ捨てられたとしても、それが通行している人に当たって傷つけるといふ危険もあります。

過信しないで、最悪のこと
も想定して利用してください。
傘の場合は視界が狭くなる

いう危険もあります。運転中はスマートフォンを使用しない、雨が降っているときは自転車の使用を控えるか、視界を確保できる雨合羽を着用する、日傘は帽子に代えるなどして、必ず両手でハンドルを操作してください。



道路交通法の改正

令和6年11月1日から、自転車の危険な運転に対して新しく罰則が整備されました。運転中ながらスマホや酒気帯び運転などに対して罰則が強化されました。

口頭注意や指導だけではルールに対する意識改善や抑止効果が低く、事故減少につながらないため、利用者の意識をより改善強化する必要が高まりました。そして、道路交通法がさらに改正され、令和8年4月1日から自転車にも青切符が導入されることになりました。

青切符とは？

16歳以上の人を対象として、自転車をはじめとする軽車両に対しても自動車や二輪車と同様の交通反則通告制度（青色の交通反則告知書・青切符）が導入されることになり、違反に対して3千円～1万2千円の反則金が発生することになります。

青切符を受けた場合、期限内に反則金を納付しなかったときは、自動車同様に交通反則通告センターから通告があります。通告を受けても反則金を納付しなければ、道路交通法違反事件として刑事手続きに移行されます。

●制御装置不良など ヘルメット着用については、 今回の改定では努力義務とな っていますので、罰則の対象 にはなりません。着用する よう努めましょう。

16歳未満も注意!!

青切符の対象は16歳以上ですが、対象外の人が何をやっても良いという意味ではありません。16歳未満の人がルールを守らず何かが起こったときは、保護者の責任が問われます。何歳であってもルールを守って運転しないといけないということを、家族の中でも共有してください。

主な交通違反

- 一時不停止
- 飲酒運転
- 2台以上が並んで並走
- 傘を差しての片手運転
- 2人乗り
- イヤホンの使用
- 夜間の無灯火走行
- 遮断された踏切への立ち入り
- 歩道通行や逆行

電動自転車（電動アシスト付 自転車）の普及 利便性向上、危険度上昇

電動自転車は、こぎだしが軽く、すぐに加速でき、多少の坂道でも楽に走行でき、重たい荷物や子どもを載せても安定した走行ができ、行動範囲も広がるという通常の自転車以上に、とても便利な乗り物で急激に増加してきています。一方で、従来の自転車と違い、モーターのアシストが

あるので急発進する可能性があり、とても速度が出るため衝突した際の衝撃が大きくなるという危険性もあります。また、バッテリーやモーターなどを搭載しているので車体も重くなっており、停止時や発進時にバランスを崩しやすいつころもあります。

特性を理解し、停止中には必ず両足を地面につけるよう注意しましょう。子どものシートベルトを締めたり、子どもも運転者もヘルメットを確実に着用したり、より交通ルールを順守する必要があります。



自転車事故の賠償責任保険

私たちの住んでいる西宮市を含め兵庫県は、自転車事故による高額賠償事例が全国的に注目されたことを受け、平成27(2015)年に全国で初めて条例による自転車の対人賠償保険(火災保険や自動車保険などに付帯する個人賠償責任保険)の加入を義務付

けた自治体です。兵庫県内で自転車を運転するすべての人(県外からの通勤・通学、観光客なども含む)や、未成年者の保護者、自転車を業務に利用する事業者などが対象です。現時点では、加入義務に違反した場合の罰則は設けられていませんが、安易な油断や過信運転で、一生償い続ける人生になる場合があります。完璧にルールを守って注意していても、人間なのでミスはします。万が一の事故時の高額な賠償金の発生に備えるために加入は必須となっています。

運転時のヘルメットの着用同様に、転ばぬ先の杖になります。皆さん、確実に加入しているかどうか、確認してみてください。

運転しない選択も必要

最近では、低年齢でも自転車に乗る子どもが増えてきています。まだ十分に運転操作ができない場合は、保護者が配慮してください。また、高齢者でも自転車を利用する人がとても多いですが、十分に操作しきれない人が目立ち

ます。自分では大丈夫と言っている、他人が見るととても危ない運転をしている人を散見します。家族や知り合いの人に見てもらって、自身の状態を把握してください。行動範囲が狭くなり、人と接する機会が減少するなどの弊害もあります。自身がけがをする、他人を傷つけるといったことになるを取り返しのつかないこととなります。自転車を「まだ運転しない」「もう運転しない」という判断も大事です。



罰則があるからでなく、ルールを守らないと危険だから

「青切符が切られるから」「罰金払うのが嫌だから」ルールを守って運転するということになりがちですが、「危険な頻度が高くなっていくから」「性能が良くなって大きな事故につながるかも」と、なぜルールが改正されるのかとい

うことを素直な気持ちで考え、自動車や二輪車同様のルールを守って自転車を運転してください。

ルール違反で青切符を切られることになったとしても、文句を言わずに「大事に至る前に注意してもらった」という謙虚な気持ちになってください。

事故発生時のもしもの場合の対応

自動車と絡む事故だけでなく、自転車同士や歩行者との接触事故が増えています。接触しても軽く考え、すぐに立ち去る人もいますが、当て逃げやひき逃げになる場合があります。被害者がいる場合は、事故を起こした後の救護義務違反を問われます。

今の世の中、いろいろな所に防犯カメラがたくさんあり、車載カメラを搭載している自動車も増えています。逃げても必ず見つかります。

もしも人を傷つけるようなことになった場合は、救急や警察への連絡が必須です。物に傷つけた場合も警察へ連絡しましょう。

自動車運転免許証への影響 みんなが守れば事故は減る

自動車運転免許証を所持している人が、自転車の違反で検挙されて、免許停止になる場合(飲酒運転)があります。くどいようですが、自転車だと交通マナーを軽視してしまいがちですが、「知らなかった」は通用しません。

自転車は「車のなかま」を十二分に認識し、ルールを守ってください。

自動車運転同様に「かもしれない運転」を励行

自転車専用レーンが整備されていないところも多く、無理な走行をしがちになります。が、自転車運転時はルールとマナーを守るとともに、最悪の事態を想定して、「人や車が飛び出してくるかもしれない」「車が止まってくれないかもしれない」などの「かもしれない運転」を励行して、便利な道具を使っていきましょう。



タイトルのデザインが 変わりました



昭和63年(1988)10月号から今津連合福祉会が「宮っ子いまづ」復刊1号を発行。タイトルは今津連合福祉会の旗の絵でした。それから3年、編集、発行先

が今津コミュニティ編集委員会となり、平成3年(1991)10月号(No.35)からタイトルも新しくして現在まで使用していました。今号で発行300号を迎えるにあたり、編集員で話し合い、タイトルを一新することになりました。今津灯台も移設され、辺りの景観も変わったので、今津灯台の絵は、編集員の岩川泉さんが描き、発行先右角に、「宮っ子今津」ホームページの二次元コードを掲載し、新しいデザインにしました。地域の行事予定、活動報告は、その都度ホームページ、SNSで発信しています。今津版は時節に応じた記事を掲載しています。

今津小学校 「ミニトライやる」実施

地域の人たちからさまざまなことを教えてもらう、体験する活動として行われている「ミニトライやる」。今年も今津地域内や近隣の企業、事業所、福祉施設、地域の住民の皆さんの協力で実施されました。

1月9日の午前中に5年生の児童93人が、企業や事業所の実際の職場で作業や接客をしたり、介護施設、保育所、地域のつどい場などでそれぞれの役割を学んだり、地域住民に着付けや生け花、茶道を教えてもらうなど、いろいろな所で普段経験できないことを体験しました。



着付けを習う

短い時間でしたが、児童らは一生懸命に取り組んでいます。

した。地域と学校が連携して教育するとても良い取り組みです。児童にとつて、とても貴重な経験になったことでしょう。

令和8年西宮市二十歳の つどいを開催



球場前にはたくさんの出席者

成人の日の1月12日に、今年も阪神甲子園球場で宮っ子の二十歳のつどいが行われ、たくさんの方々がきれいな晴れ着やスーツで着飾って節目を迎えていました。

西宮市立小学校連合体育大会、西宮市中学校連合体育大会に続いての阪神甲子園球場での開催。宮っ子の特権で、印象に残る二十歳という節目

各学校の防災集会

になったことでしょうか。当日出席した人もしていない人も、この節目の日を忘れず、これからのいろいろなことが起こる長い人生をより豊かに、失敗を恐れず、自分らしく歩んでいってください。未来に突き進んでいく皆さんへエールを贈ります。

阪神・淡路大震災から31年。地域でもその当時の状況を知る人が少なくなってきました。今津小学校では、1月16日に地震による津波発生時の避難訓練と防災集会があり、地域の人も参加しました。避難訓練では、地震発生時の合図で先生の指示に従い、児童たち



スライドを見ながら話を聞く

は3階へ避難しました。その後、体育館で西宮市防災危機管理課の人から話を聞きました。震災追悼集会として、真砂中学校は13日、今津中学校は16日に行いました。

講座のお知らせ

今津公民館 (22-3529)

3月20日(金・祝) 9:30 ~ 12:00

吹奏楽部と一緒に音楽を楽しもう

～吹奏楽部に体験入部～

講師：今津中学校吹奏楽部

対象：小学4、5、6年生

定員：30人程度(参加費無料)

場所：今津中学校、9時20分に中庭集合

申込：オンライン。申し込み多数の場合抽選

南甲子園公民館 (49-4741)

3月5日(木) 14:00 ~ 15:30

鳴尾で再発見

～自然と歴史に出会うまちたび～

受付：当日先着順

対象：一般

定員：50人

*詳細については各公民館にお問い合わせください